

訪問介護報酬引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を 早急に行うことを国に求める意見書提出の陳情

1. 陳情の要旨

国に対し、訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書を提出すること。

2. 陳情の理由

昨年4月に介護報酬の改定が実施され、訪問介護の基本報酬が引き下げられました。訪問介護は、要介護者及びその家族の生活を支える上で欠かせないサービスであり、このままでは在宅介護を続けることが困難になりかねません。

2024年の介護事業者全体の倒産や休廃業・解散が、過去最多の784社に達しました。そのうち「訪問介護」は529社と前年の427社から急増しています。調査した東京リサーチは、「コスト高や介護人材不足に加えて、報酬のマイナス改定があり、事業継続が難しくなっている」と指摘しています。訪問介護事業所のほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所で、介護報酬の引き下げにより、訪問介護事業所の多くが経営難に直面しています。

厚生労働省は、訪問介護の基本報酬の引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげています。ヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型事業所、都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げていると推測されます。厚生労働省が引き下げの理由としていることの根拠が合理的なものなのか、改めての実態調査が必要です。

訪問介護の人手不足は深刻であり、ホームヘルパーの有効求人倍率は令和5年度で14.1倍と高水準です。政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算で補えるとしています。しかし、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しく、基本報酬の引き下げ分を補えない事業所が出ています。

介護事業者の経営環境及び介護職員の処遇の改善を実現し、在宅介護の基盤を存続させるため、訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げを行うよう求めます。

以上の点から、国に対して意見書を提出することを陳情します。

2025年1月30日

陳情提出者

住 所 横浜市中区太田町 6 - 84 - 2
大樹生命ビル 4階

団 体 名 ユーコープ労働組合

代表者名 中央執行委員長 積 哲也

電 話 045-319-4891



大磯町議会議長様